

資 料

平成28年8月19日

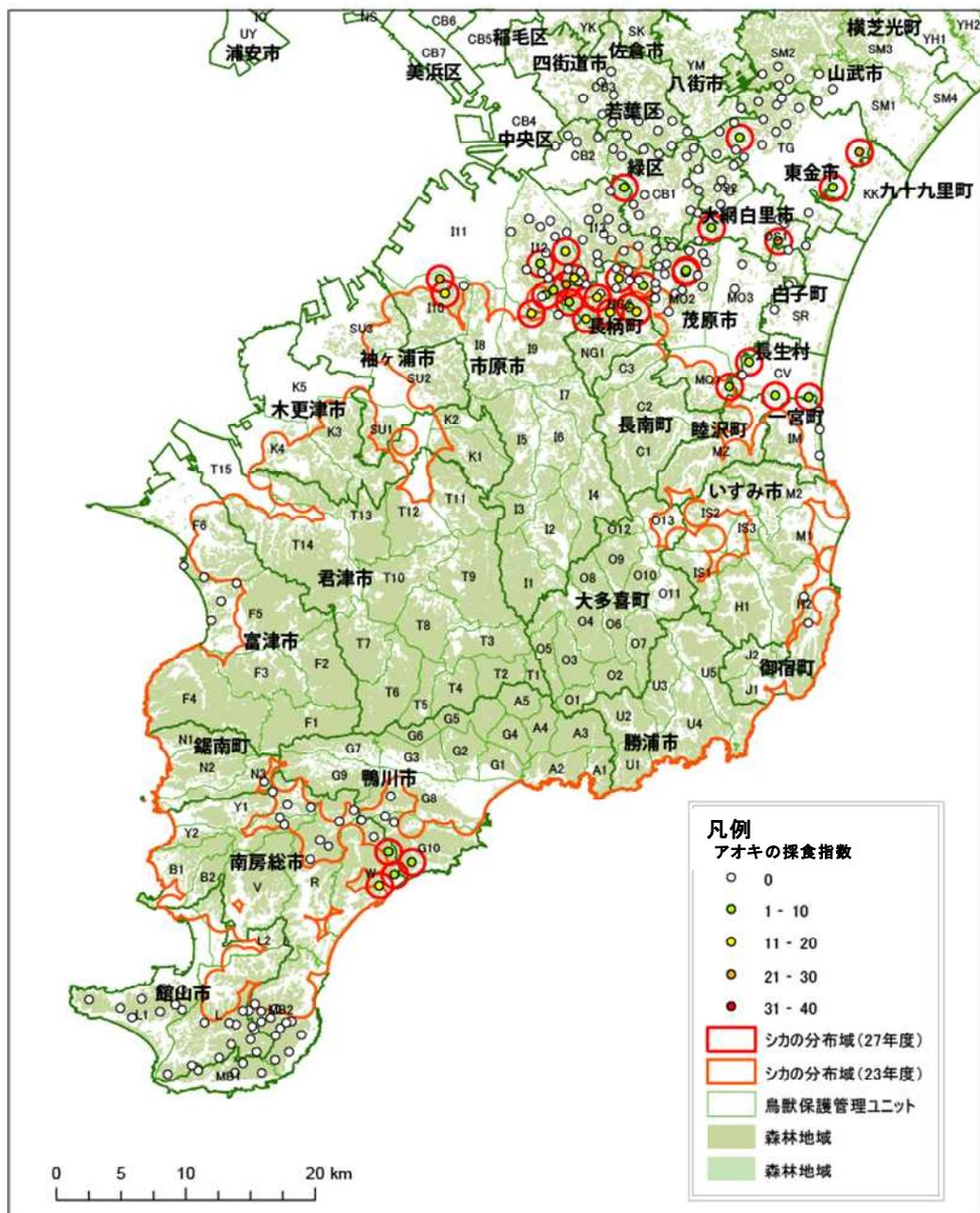
千葉県環境審議会鳥獣部会

- 将来的に維持すべき目標頭数：1,000～1,500 頭
第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）で定めている。
（計画期間：平成27年5月29日から平成29年3月31日まで）

2 推定分布域

調査年度	平成13年度	平成23年度	平成27年度
分布域 (km ²)	440	1,772	生息分布調査と農家アンケート調査の結果から今後算出

平成27年度の生息分布調査（アオキの食痕調査）結果



- ・アオキ採食指数：10本のアオキの1m以上の採食レベルの合計
- ・アオキの採食レベル：食痕なし=0、少ない=1、多い=2、葉なし=3、180cm以上=4
- ・シカの分布域（27年度）については、アオキの食痕調査で痕跡が確認された地点について、1kmバッファーを発生させたもの。

○分布の北端は平成23年度と比べて、拡大がみられた。

3 推定生息数

平成 26 年度末	平成 27 年度末	増減
13,972 頭	15,571 頭	+1,599 頭 (+11.5%)

※推定生息数は中間値を記載。

4 捕獲数

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	増 減
市町等による捕獲	3,361 頭	4,157 頭	+796 頭 +23.7%
県による捕獲	63 頭	6 頭	-57 頭 -90.4%
狩 獵	177 頭 (内、銃獵 108 頭 わな獵 69 頭)	302 頭 (内、銃獵 189 頭 わな獵 113 頭)	+125 頭 +70.6% (銃獵+75.0% わな獵+63.8%)
計	3,601 頭	4,465 頭	+864 頭 +24.0%

○市町等による捕獲は、前年度よりも 796 頭 (23.7%増) 増加した。
生息数の増加が影響していると考えられる。

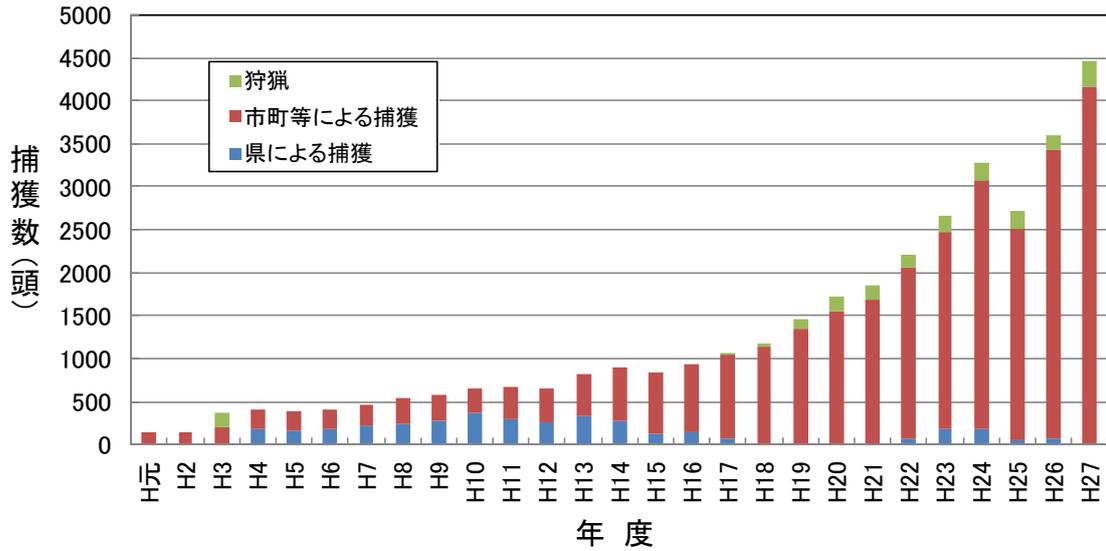
○県による捕獲は、前年度よりも 57 頭 (90.4%減) 減少した。6 頭の内訳は指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲が 4 頭、キョン県捕獲事業での捕獲が 2 頭であった。

県捕獲は、前年度までの事業に替わり、指定管理鳥獣捕獲等事業を生息域の拡大防止を目的として実施したが、前年度と比べて、分布のより外縁部で捕獲を実施したこと及び捕獲期間が前年度の約 2 ヶ月半から、約 1 ヶ月と短くなったことから捕獲数が減少した。

○狩獵は、前年度よりも 125 頭 (70.6%増) 増加し、内訳は銃獵が 81 頭増 (75.0%増)、わな獵が 44 頭増 (63.8%増) であった。生息数の増加及び、銃獵において承認限度チーム数を増加させたこと、承認限度人数の下限を 1 チーム 10 名から 8 名に引き下げたこと、1 地域であった 1 チームの承認可能地域数を 2 地域としたことが影響していると考えられる。

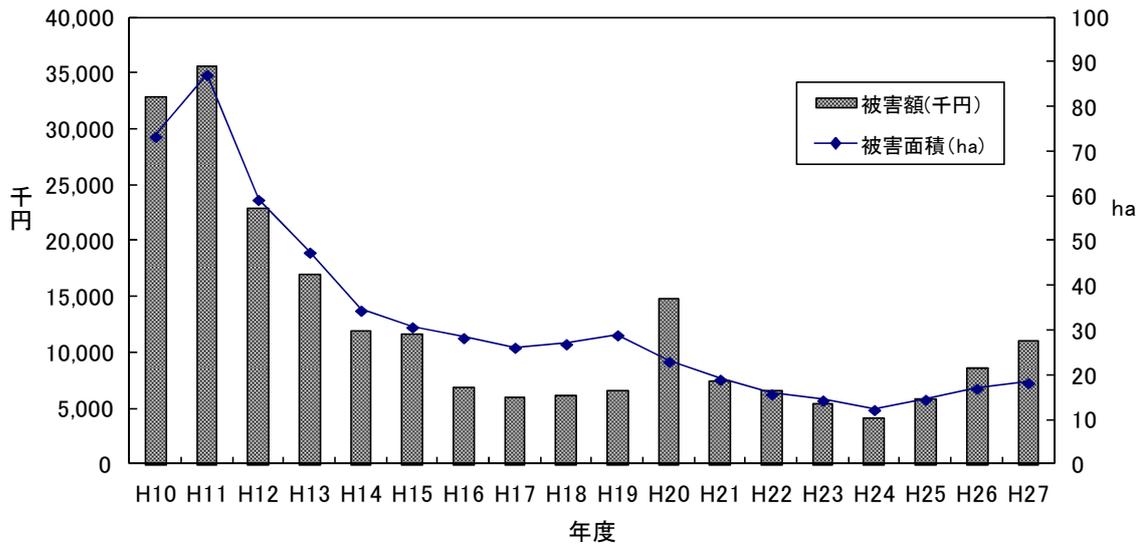
○全体の捕獲数は前年度よりも 864 頭 (24.0%増) 増加した。

ニホンジカの捕獲数の推移



5 農業被害

ニホンジカの農業被害金額・被害面積の推移



○平成 27 年度の被害金額は 11,205 千円と、平成 26 年度の 8,724 千円に比べ 2,481 千円増加 (28.4%増) した。なお、全加害鳥獣の中で被害金額順で 6 番目、被害金額合計に占める割合は 2.9%であった。

○平成 24 年度以降、被害金額、被害面積ともに増加が続いており、生息数の増加及び生息分布域の拡大が影響していると考えられる。

6 平成 27 年度ニホンジカ猟の状況

①銃猟

入猟承認状況

市 町 名	承認限度チーム数	承認チーム数 (2 地域承認可のため累計)
市 原 市	2	2
勝 浦 市	3	3
大 多 喜 町	5	5
御 宿 町	1	0
鴨 川 市	5	5
鋸 南 町	2	2
君 津 市	7	7
富 津 市	5	5
南 房 総 市	1	0
合 計	31	29

○平成 27 年度の承認チーム数（実数）は 22 チームで、平成 26 年度と比較して 1 チーム増加した。なお、平成 27 年度からは 2 地域の承認を可としたため、承認地域数の累計では 29 チームであった。

○平成 27 年度から承認限度人数の下限を、それまでの 1 チーム 10 名から 8 名に引き下げた結果、9 名で申請し、承認となったチームが 1 チームあった。

○銃猟の 1 猟期あたりの捕獲制限 20 頭／人に対し、最大捕獲数は 6 頭／人であり、平均捕獲数は 0.63 頭／人であった。

○22 チーム中、1 チームにおいて捕獲数が 0 頭であった。

○御宿町と南房総市は承認限度チーム数を各 1 チームとしたが、申請チームがなかった。

②網猟及びわな猟

網猟及びわな猟の 1 猟期あたりの捕獲制限 40 頭／人に対し、わな猟の最大捕獲数は 14 頭／人であり、網猟での捕獲はなかった。

7 平成 28 年度のニホンジカ目標捕獲数

平成 28 年度 当初推定生息数	目標	最低捕獲数 (=推定増加数)	目標捕獲数
15,571 頭 (中間値)	生息数を 減少させる	5,326 頭 (中間値)	最大限捕獲する

○平成 26 年度より目標捕獲数を最大限捕獲することとしており、推定生息数が大きく増加していることも踏まえ、平成 28 年度においても、これまで以上に捕獲を進め、県内全域で生息数を減少させることを目標に最大限捕獲することとする。

平成 28 年度の捕獲区分別のニホンジカ目標捕獲数

区分	目標捕獲数	対応事業
市町等による 捕 獲	最大限捕獲 する	市町の実施する捕獲事業に対し補助することにより、捕獲を促進する。 活用事業：野生獣管理事業 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援 事業
狩 猟	302 頭	議案別紙参照
県による捕獲	別途、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画により設定	指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を生息密度の低い生息域外縁部において実施予定。

ニホンジカ狩猟（案）に対する利害関係人からの意見聴取状況

1 意見聴取事項

- (1) 特定鳥獣（ニホンジカ）の捕獲等の制限の一部解除について
国：1人1日1頭まで → 千葉県：解除
- (2) 対象狩猟鳥獣（ニホンジカ）の捕獲等の禁止及び制限について
- ①捕獲数制限：網猟・わな猟 → 1人狩猟期間中40頭まで
銃猟 → 1人狩猟期間中20頭まで
 - ②禁止すべき猟法：銃器（入猟者承認区域内の銃猟及び止めさしを除く）
 - ③場所・人数制限：銃猟 → 入猟者承認制度の実施

2 利害関係人からの回答数

利害関係人	回答数
27人*	27人

※次ページ「利害関係人名簿」のとおり

3 意見

主な意見及びその意見に対する県の考えは下記のとおり。

聴取事項（1）

意見	県の考え
「1人1日当たり1頭」の制限を解除することで、状況に応じて捕獲を行うことができるため、捕獲活動を進める上で妥当であると考え。（勝浦市）	
県内のニホンジカによる被害は農業被害に留まらず、生物多様性にも大きな悪影響を及ぼしていることから、制限の解除については例年妥当であるとの意見を提出している。にもかかわらず、総頭数は依然上昇しており、単純な制限解除に留まらない、一層の真剣な捕獲努力がなされるべきであると強く要望する。（千葉県生物学会）	今年度行う第4次特定鳥獣管理計画（平成29年度～）の策定作業の中で、検討したい。

聴取事項（２）

意見	県の考え
<p>生息区域の拡大防止や農業被害を防ぐため、捕獲を推進する必要があるが、狩猟を効果的かつ安全に機能させるため賛成する。（関東森林管理局）</p>	
<p>近年、館山市でもシカが出没しているとの報告があり、今後の被害拡大が予想されるため、入猟場所に館山市を加えてほしい。（館山市）</p>	<p>館山市はシカの密度が低く、市による捕獲数も少ないことから、よりシカが高密度である市町に狩猟による捕獲圧をかけるため、今年度の銃猟入猟地域には追加しない。 来年度以降については、今年度行う第４次特定鳥獣管理計画の策定作業の中で検討したい。</p>
<p>市原市との境でシカが毎年数頭捕獲されるので、市原市の承認チーム数を３に増やしてもらいたい。（長南町）</p>	<p>市原市からはチーム数追加の要望がなかったため、今年度の追加はしない。 来年度以降の制限については、今年度行う第４次特定鳥獣管理計画の策定作業の中で検討したい。</p>
<p>銃猟の捕獲数制限をなくすか 30 頭にしてもらいたい。（長南町）</p> <p>有害鳥獣被害を減少させるため、さらなる狩猟期間中の捕獲頭数の拡大を要望する。（千葉県農業協同組合中央会）</p>	<p>平成 27 年度の 1 人当たり最大捕獲数は網猟・わな猟で 14 頭、銃猟で 6 頭であったため、網猟・わな猟は 1 人 40 頭、銃猟は 1 人 20 頭の制限で適切であると考えます。 来年度以降の制限については、今年度行う第４次特定鳥獣管理計画の策定作業の中で、検討したい。</p>
<p>捕獲に際しての安全性を考慮することは当然のことだが、この件と総生息数の絶対的削減とは別の問題である。総頭数の将来予測も現状も一向に改善されないのに、法的根拠のみを理由にした捕獲制限は、行政が本来の目的を見失っているとしか考えられず、本気で我が県と国の生態系を“持続的に”管理するつもりがあるのか強く指摘するところである。制限数ではなく、具体的な効果のある削減頭数目標を今後考慮すべきである。（千葉県生物学会）</p>	<p>今年度行う第４次特定鳥獣管理計画の策定作業の中で、今後のニホンジカの管理について、狩猟の実施方法も含め、検討したい。</p>

利害関係人名簿

職名	氏名(敬称略)
関東森林管理局千葉森林管理事務所長	菅野 泰治
東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林 千葉演習林長	石橋 整司
一般社団法人千葉県猟友会会長	鈴木 理之
千葉県自然保護連合代表	牛野 くみ子
千葉県生物学会会長	西田 治文
千葉県森林組合連合会代表理事会長	酒井 茂英
千葉県農業協同組合中央会会長	小泉 勉
千葉市長	熊谷 俊人
市原市長	小出 譲治
茂原市長	田中 豊彦
長柄町長	清田 勝利
長南町長	平野 貞夫
睦沢町長	市原 武
一宮町長	馬淵 昌也
大網白里市長	金坂 昌典
勝浦市長	猿田 寿男
いすみ市長	太田 洋
大多喜町長	飯島 勝美
御宿町長	石田 義廣
館山市長	金丸 謙一
鴨川市長	長谷川 孝夫
南房総市長	石井 裕
鋸南町長	白石 治和
木更津市長	渡辺 芳邦
君津市長	鈴木 洋邦
富津市長	佐久間 清治
袖ヶ浦市長	出口 清

平成 28 年度におけるニホンジカの狩猟に係る安全対策（案）

- (1) 銃猟（シカ猟）における入猟者承認の活用
市町単位で承認チーム数（1 チームを 8 名～20 名とする）を設定し、狩猟者の集中による事故の発生を防止する。
- (2) 講習会の受講義務付
銃猟（シカ猟）については、県が開催する安全に関する講習会の受講を義務付け、未受講者は不承認とする。
なお、講習会は 2 回開催するが、どちらか 1 回の受講をもって可とし、受講者が 8 名に満たなかったチームは、チーム全員を不承認とする。
- (3) 巡回指導の強化
 - ① 鳥獣保護管理員による巡回
 - ② 県職員による巡回
 - ③ 承認者であることがひと目で分かるように腕章等（各市町ごとに色分け）を作成し、承認者に着用を義務付ける。
- (4) 狩猟解禁に関する広報の実施
 - ① 県による広報
 - ・ホームページへの掲載
 - ② 市町への広報依頼
 - ・ホームページへの掲載
 - ・市町広報誌への掲載
 - ・回覧による周知
 - ・無線による広報
- (5) 狩猟者への啓発
 - ① 講習会において、安全狩猟を講義
 - ② 安全狩猟啓発用パンフレットの作成・配布
- (6) 関係機関等への情報提供・協力依頼
 - ① 狩猟事故・違反防止対策会議の開催
県関係機関・警察・海上保安庁・森林管理事務所・東京電力・NTT・東大演習林・猟友会等関係機関を集めた会議を開催し、シカ猟の解禁について情報提供するとともに狩猟事故防止の取組みについて協力を依頼する。
 - ② 安全対策会議の開催
上記（6）①の狩猟事故・違反防止対策会議を踏まえ、各地域振興事務所及び自然保護課（千葉市・市原市）主催で、各市町村・地元警察署・地元猟友会・鳥獣保護管理員等を集めた会議を開催し、シカ猟の解禁について情報提供するとともに狩猟事故防止の取組みについて協力を依頼する。
- (7) その他
狩猟を実施していく中で発生した問題点や各関係者から出された要望・提案等に対しては、その実施の可能性について十分に検討し柔軟に対応する。

笠森鳥獣保護区特別保護地区



笠森鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会調書

- 1 名称 笠森鳥獣保護区特別保護地区
2 開催日時 平成28年7月19日(火)
午後1時30分から午後1時55分まで
3 場所 千葉県長生合同庁舎第1会議室
4 議長名 (所属) 千葉県長生地域振興事務所
(職氏名) 所長 木村 秀雄

5 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠席
13	5	2	6

6 公述人賛否

賛成	反対
13	0

- 7 傍聴人 なし
8 議長の判断 公述人13名全員が賛成であり、笠森鳥獣保護区特別保護地区の指定については異存はないものと思われる。
ただし、鳥獣の保護をしている一方、有害鳥獣(特にイノシシ)の住家にもなっていることから、有害鳥獣対策についての要望があった。
9 公聴会公述人名簿 別紙1のとおり
10 公述人の意見の概要 別紙2のとおり

笠森鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会については、以上のとおりでありました。

平成28年7月19日
議長所属 千葉県長生地域振興事務所
議長役職 所長
議長署名 木村 秀雄



公述人の意見の概要

職名	賛成	反対	意見
長柄町長	○		特になし
長南町長	○		保護区に対しては賛成である。外来生物が問題になっていること、在来種を守るためにも保護区の設定は必要である。
北部林業事務所長	○		特になし
長生郡市森林組合長	○		特になし
長生農業共同組合 代表理事組合長	○		特になし
長生郡市猟友会長	○		賛成であるが、有害鳥獣については心配である。
笠森寺貫主	○		笠森地区は、国指定天然記念物自然林・県指定自然公園・保安林として保護されており、鳥獣保護としても適地と思われる。
長南町観光協会会長	○		特になし
長柄町観光協会会長	○		特になし
長柄町大庭自治会長	○		<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥にとって保護区は必要である。しかし同時にイノシシの住家になっているのは問題である。 ・鳥獣保護地区標識が設置しているが、まばらで保護区域の判断が難しい場所があるので、標識板の適切な場所への増設を望みます。
長南町笠森区長	○		この地区は、重要文化財 笠森観音堂の境内地を中心とした地域で、昭和41年に指定された県立笠森鶴舞自然公園の第1種及び第2種特別地域であるとともに、国の天然記念物と相まって、そこに生息する鳥獣の保護も必要である。
鳥獣保護管理員 (長柄町)	○		賛成であるが、有害鳥獣が増えていく可能性があるため、対応を考えていく必要がある。
鳥獣保護管理員 (長南町)	○		特になし

報告第1号

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく平成28年度の事業実施方針（案）について

法第7条の2の規定により策定した第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の進行管理

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

ニホンジカ小委員会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 平成 28 年 7 月 27 日（水）
午前 10 時から午後 0 時
- 2 開催場所 千葉県森林会館 5 階第 1 会議室
千葉市中央区長洲 1-15-7
- 3 出席者
【委員】吉田正人委員（委員長）、並木康雄委員、草刈秀紀委員、
榎本文夫委員、鎌田薫委員、山田一郎委員、平松等委員、
小林琢也委員
【 県 】 自然保護課長他
- 4 議 案
議案第 1 号 平成 28 年度におけるニホンジカの狩猟（案）について
議案第 2 号 第 3 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく平成 28
年度の事業実施方針（案）について
- 5 審議結果
上記 4 の議案について審議がなされ、原案のとおり異議なく議決された。
- 6 主な質疑
 - ・糞粒調査は夏と冬とでは糞の消失速度が大きく異なると思うが、調査時期は例年同じなのか。また、糞の短径が 7mm 未満のものをキョンと区分しているが、シカの幼獣の糞が混じってしまうことはないのか。
→調査は毎年 12 月～1 月に行っている。この時期は体サイズの小さい幼獣はほとんどおらず、また、過去にキョンとシカの腸内の糞を調べており、7mm の区分で問題がないことを確認している。紛らわしい糞については調査対象から外している。
 - ・現在の個体数推定法の精度の問題から、今後の推定方法について検討をしているとのことであったが、具体的に考えている方法などあるのか。
→階層ベイズ法による推定を行うことを検討している。これは環境省がおこなった推定でも使われた手法であり、以前当県の生物多様性センターの研究報告でもこの手法による推定の報告がされている。
 - ・森林植生衰退状況調査は今後定点調査を行うのか。経過をみるには同一地点での調査でないといけないと思うがその点は。
→5 年程度の期間ごとに定点調査を実施していきたいと考えている。今回の調査は今年度行う特定計画の改定に結果を反映したいと考えている。今後も特定計画の改定前に調査を実施していきたい。調査地点については GPS で位置情報の記録を行うこととしている。

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく
平成28年度の事業実施方針（案）について

1 内 容

別紙「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく平成28年度の事業実施方針（案）について」のとおり

2 目 的

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、生息状況等の調査を実施する。

3 事業実施期間

平成28年7月から平成29年3月まで

4 理 由

本県では、第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を千葉県環境審議会等を経て平成27年度に策定したところであり、同計画の中で県は「モニタリング等の調査研究」を実施することとなっており、できる限り経年的に実施する調査と、概ね5年ごとに行う調査の項目が設定されている。

このため、糞粒調査、個体モニタリング調査、森林植生衰退状況調査について、別紙のとおり実施することとしたい。

(別紙)

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく
平成28年度の事業実施方針（案）について

1 糞粒調査について

生息密度及び生息数の推定のため、糞粒調査を実施する。

平成25年度より、県内の生息域を3つに区分して3年で一回りするよう
に調査を実施している。

(1) 実施ライン数

平成28年度は長柄町3ライン、長南町5ライン、睦沢町1ライン、一宮
町1ライン、勝浦市（保護管理ユニットU1）2ライン、いすみ市16ライ
ン、御宿町4ライン、館山市2ライン、鴨川市（ユニットG1）2ライン、
南房総市19ライン、鋸南町9ライン、富津市16ラインの計80ラインを
実施する。

(2) 調査時期

平成28年12月～平成29年1月の間

2 個体モニタリング調査について

繁殖状況及び栄養状態の把握を行うため、ニホンジカのメス個体の下顎若し
くは頭骨、子宮（胎児を含む）、腎臓及び周囲の脂肪についてサンプル回収し、
年齢査定、妊娠査定、脂肪蓄積量測定を行う。

(1) 予定モニタリング数

35頭程度を予定。

(2) 調査時期

平成28年12月～平成29年3月の間

3 森林植生衰退状況調査について

県内のニホンジカ及びキョン分布域内における自然植生への両種による影
響の把握を行う。

(1) 調査地点数

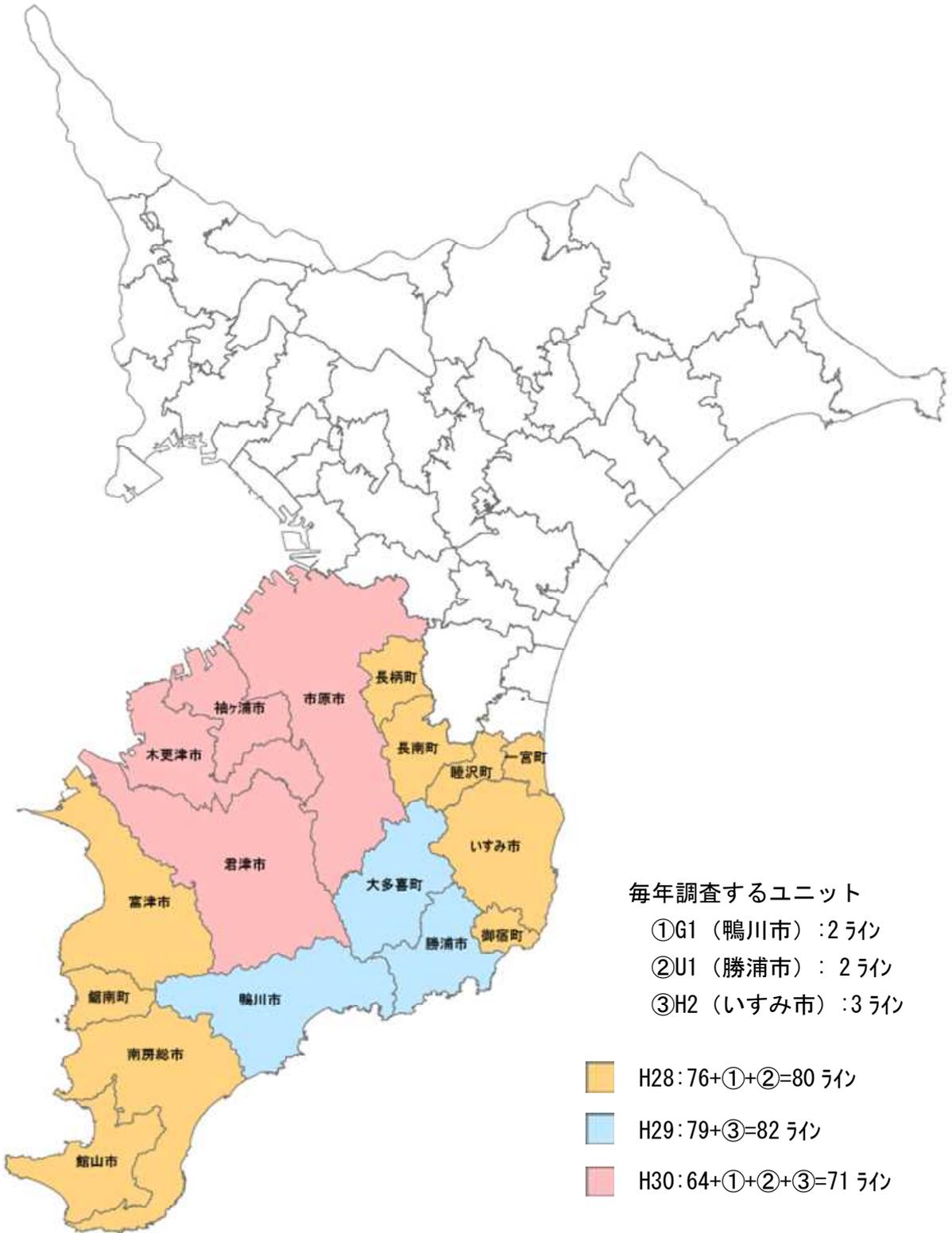
調査地点は54地点とし、5倍地域メッシュ（5kmメッシュ）内に、1
メッシュ1地点を選定する。

各調査地点は原則として糞粒調査ラインに近接する地点とする。

(2) 調査時期

平成28年7月～平成28年8月の間

糞粒調査計画



森林植生衰退状況調査予定メッシュ

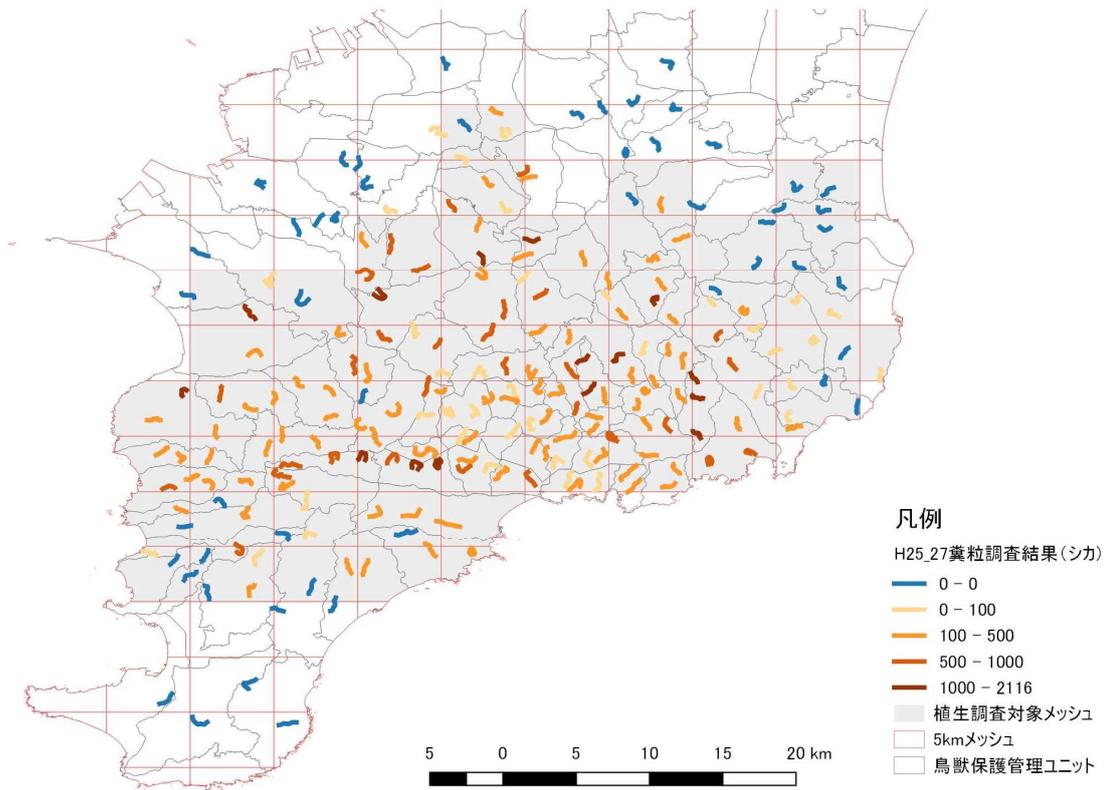


図1 ニホンジカの糞粒調査結果と森林植生衰退状況調査予定メッシュ

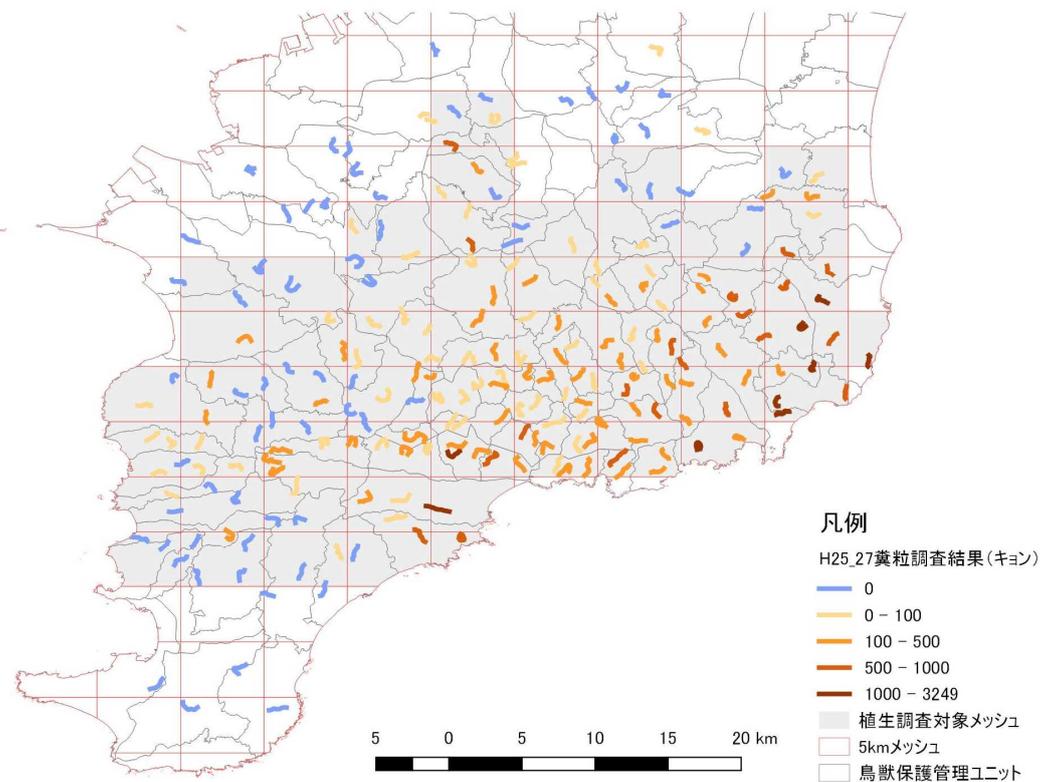


図2 キョンの糞粒調査結果と森林植生衰退状況調査予定メッシュ

千葉県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法律及び条例の定めるところにより、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定により、知事の諮問に応じ、県の環境保全に関して、基本的事項を調査審議すること。
- 二 公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）第6条第1項の規定により、知事が公害防止事業に係る費用負担計画を定める場合（同法第8条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 三 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第3項の規定により、知事が農用地土壌汚染対策地域を指定する場合（同法第4条第1項の規定により当該地域の区域を変更し、又はその指定を解除する場合を含む。）又は同法第5条第5項の規定により、知事が農用地土壌汚染対策計画を定める場合（同法第6条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 四 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第5条の3第2項の規定により、知事が指定ばい煙総量削減計画を定める場合（同条の3第6項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 五 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定により、県域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項について、その諮問に応じ、調査審議し、又は意見を述べること。
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項の規定により、県が廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更する場合に、その諮問に応じ、意見を述べること。
- 七 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定により、温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

八 前各号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定により、その権限に属する事務。

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(部会の設置等)

第4条 審議会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、当該下欄に掲げる事務を所掌させる。

大気環境部会	1 大気環境の保全に係る重要な事項に関する事 2 交通環境対策に係る重要な事項に関する事 3 悪臭防止に係る重要な事項に関する事 4 騒音防止に係る重要な事項に関する事 5 振動防止に係る重要な事項に関する事
水環境部会	1 水環境の保全に係る重要な事項に関する事 2 地盤環境の保全に係る重要な事項に関する事 3 土壌環境の保全に係る重要な事項に関する事
廃棄物・リサイクル部会	1 廃棄物処理に係る重要な事項に関する事 2 資源循環の推進に係る重要な事項に関する事
自然環境部会	1 自然環境の保全に係る重要な事項に関する事 2 自然公園に係る重要な事項に関する事
鳥獣部会	1 野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に係る重要な事項に関する事 2 特定外来生物に係る重要な事項に関する事
温泉部会	1 温泉に係る重要な事項に関する事
企画政策部会	1 環境保全に係る重要な事項(他の部会の所掌に属するものを除く。)に関する事 2 地球温暖化対策に係る重要な事項に関する事 3 環境学習に係る重要な事項に関する事

2 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する部会以外の部会(次項に規定するものを除く。)を設置することができる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

4 部会長は、部会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議

案を当該部会に属する委員に通知するものとする。

(諮問の付議)

第5条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条の規定により設置した適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議するものとする。

3 会長は、第1項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(小委員会の設置等)

第7条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員、専門委員又は臨時委員は、部会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。

4 第4条第4項、第5条、第6条の規定は、小委員会において準用する。この場合、知事の諮問は会長からの付議、前条は第7条第1項、会長は部会長、部会長は委員長、審議会は部会、部会は小委員会と読み替えるものとする。

(書面による審査)

第8条 会長、部会長又は委員長は、必要と認めるときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第9条 会長、部会長又は委員長は、必要と認めるときは、審議会、部会又は小委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第10条 審議会、部会及び小委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会、部会又は小委員会の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会長、部会長又は委員長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。

(会議録)

第11条 審議会、部会及び小委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

2 審議会、部会及び小委員会の会議録は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会、部会又は小委員会の決定により会議録の全部又は一部（発言者の氏名を含む。）を公開しないことができる。

（特別委員、専門委員及び臨時委員）

第12条 特別委員の任期は、当該関係行政機関の職にある期間とする。

2 特別委員は、当該特別の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとし、委員の任期を超えることができない。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

5 第3項及び第4項の規定は、臨時委員において準用する。この場合、専門委員は臨時委員と読み替えるものとする。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、審議会、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長、部会長又は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年6月14日から施行する。

2 平成14年6月13日以前に開催した審議会については、第9条第1項の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成15年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月7日から施行する。

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会運営規程（以下「審議会規程」という。）第7条及び第13条の規定により、千葉県環境審議会鳥獣部会（以下「部会」という。）の議事及び運営に関し、審議会規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の設置等)

第2条 部会に下表の左欄に掲げる小委員会を置き、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

小委員会の名称	所掌事務
ニホンザル小委員会	ニホンザルの保護管理に関すること。
ニホンジカ小委員会	ニホンジカの保護管理に関すること。
イノシシ小委員会	イノシシの管理に関すること。
アカゲザル小委員会	アカゲザルの防除に関すること。
キョン小委員会	キョンの防除に関すること。
アライグマ小委員会	アライグマの防除に関すること。

2 部会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する小委員会以外的小委員会を設置することができる。

3 部会長は、必要と認めるときは、二以上の小委員会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の小委員会の合同の小委員会を設置することができる。

(諮問の付議)

第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができる。

ただし、鳥獣保護管理事業計画、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。

(小委員会の会議)

第4条 小委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員、専門委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会の決議)

第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができるものとする。

2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。

一 第二種特定鳥獣管理計画の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項

二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項

三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は部会長又は委員長がそれぞれ定める。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月19日から施行する

附 則

この規程は、平成27年9月18日から施行する。